

消費税法改正に伴うお知らせ

お客様各位

平素は、格別のお引き立てを賜り誠にありがとうございます。

消費税率が令和元年10月1日より8%から10%に引き上げられる予定です。この場合、同日以降、弊社の商品・サービス等（軽減税率や経過措置に該当するものを除きます）に関わる消費税率も10%となります。

これに伴い弊社は、消費税法や関係する法令等に従い、下記のとおり対応させていただきますので、何卒ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

記

- 1 令和元年10月1日以降の商品・サービスのご提供に対して、新消費税率の10%でご請求させていただきます。
- 2 令和元年10月1日以降の商品・サービスのご提供に対して既に消費税率8%でお支払いただいているお客様につきましては、令和元年10月1日以降のお支払い済み期間分について、新税率と旧税率の差額2%相当額を別途請求させていただきます。
- 3 消費税額変更に伴う契約書更改や覚書等の締結は、原則として省略させていただきます。お問い合わせにつきましては、弊社営業までお願い申し上げます。

以上

令和元年9月
愛媛総合警備保障株式会社